

令和6年度 第1回 焼津市環境審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月4日(水) 13:30~15:45
- 2 開催場所 焼津市役所本庁舎会議室1B
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者数 0名
- 5 次第
 - (1)開会
 - (2)市長あいさつ
 - (3)諮問(第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定について)
 - (4)議事
 - ①第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定について
 - ②第3次焼津市環境基本計画の令和5年度取組状況について
 - ③第3次焼津市環境基本計画の令和6年度取組計画について
 - ④その他
 - (5)閉会
- 6 出席者

(委員)

永田守男 委員
 平井一之 委員
 大石立美 委員
 多々良尊子 委員
 保科洋子 委員
 篠宮 悟 委員
 長島博雄 委員
 渡瀬 守 委員
 柴田亜弓 委員
 堀池利行 委員

(事務局)

服部 市民環境部長
 岩ヶ谷 市民環境部次長兼環境課長
 進藤 環境課参事兼ごみ減量推進室長
 藤岡 環境保全担当主幹
 秋山 カーボンニュートラル推進室長
 望月 カーボンニュートラル推進室主事

(同席)

リコージャパン株式会社
 株式会社早稲田環境研究所

7 議事録

- (1)開会
- (2)市長あいさつ
- (3)諮問(第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定について)
- (4)議事

【永田会長】

議事(1)「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定について」ということですが、今日は手元に資料がいろいろと追加されております。そのご案内も含めて事務局の方で進めていただければと思います。お願いいたします。

【秋山室長】

それでは、議事(1)「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定について」、ご説明をいたします。本日お手元に置かせていただきました、資料1、2に基づきまして、説明

をさせていただきます。

最初に、資料1「焼津市ゼロカーボンシティ実現に向けた地域再エネ導入目標策定支援業務の総括」をご覧ください。こちらにつきましては、昨年度の第2回審議会の際、業務報告をさせていただいたものをワンペーパーでまとめたものになります。

この業務は、温室効果ガスの将来推計値、ゼロカーボンシティ実現に向けた最適なシナリオの調査をしており、「1 温室効果ガスの排出状況」のとおり、このまま国が想定している技術進歩と再エネ導入の促進を考慮しても、本市は2030年、2050年の削減目標を達成できないと推計されました。なお、本市の温室効果ガスの排出削減目標は、2030年度までに46%削減、2050年度までに100%脱炭素達成でございます。この削減目標の達成を目指すことは今後も変わりませんが、この目標を達成するためには、焼津市独自の追加的な取り組みが必要であることを、昨年度の業務の中で改めて確認したところでございます。

次に、「3 再エネ導入目標」ですが、昨年度の業務では、再エネ発電量のポテンシャル調査も行っており、本市において広く普及している太陽光発電を中心に再エネ導入目標を検討することが有力であるという結果が出ております。このポテンシャル調査結果や、国の再エネ導入目標をもとに、2030年に124メガワット、2050年に142メガワットの太陽光発電を市内で利活用する仕組みが必要であるという検討結果が示されております。

次に、「4 脱炭素に向けた取組概要」については、先ほど申し上げましたように、焼津市独自の追加的な取り組みが必要な状況でございますので、再エネ導入促進、省エネ導入促進に加えまして、行動変容、吸収源増加、クリーン燃料の供給体制構築といった項目でも、できることがないか模索していかなければならないということ、業務の中で整理したところでございます。

最後に、「5 ゼロカーボンに向けた各主体の指標の設定」でございます。ゼロカーボンの進捗管理のために、住民・事業者・行政ごとに指標と目標値を設定いたしました。参考として住民の指標と業者の指標を掲載しております。例えば「新規建物のZEH割合100%」というのは、新しく建てる戸建て住宅等は、2030年に全てゼロエネルギーハウス（ZEH）というエネルギーを使うものと生み出すものを相殺してプラスマイナスゼロにするというご家庭を100%になるよう目指していこうという指標を設定しております。「エアコン暖房の利用割合10%向上」は、化石燃料ストーブを使っている家庭がエアコンだけで暖房を使う、というのを現時点よりも10%向上させましようといった指標になります。また、現在、指標の現状値がわからない項目があるものですから、今年度、アンケート調査等によりまして現状値を把握していく予定でございます。

このように、昨年度、焼津市ゼロカーボンシティ実現に向けた地域再エネ導入目標策定支援業務を行ったので、その総括ということで説明させていただきました。

続きまして、資料2をご覧ください。昨年度の調査業務で検討した内容を踏まえまして、今年度、第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を改定しますが、そのイメージを示した資料でございます。現行の実行計画は、本日皆様にご持参いただきました、第3次焼津市環境基本計画の第5章でございます。

改定については、資料2の「1 区域施策編の構成（案）」の左側、「現行計画の記載内容」にありますように、現行計画は、「地球温暖化とは」、「実行計画・適応計画の概要」、「温室効果ガス排出量の現状」等の5つの項目からなっておりますが、再エネ導入目標や脱炭素に向けた指標及び目標値の加えることとし、現行計画にある項目については、既存計画をベースに適宜更新してまいります。

また、「2 区域施策編改定に向けての必要な調査」は、指標の現状値の把握や施策の検討に向けて、

市民・事業者の意見を把握する必要がある、指標の現状値がどのくらいか把握することをアンケートなどで把握をしていく予定でございます。

具体的なアンケート手法は、「3 脱炭素に向けたアンケート等の実施」のとおりとなります。まず、市民に対しましては、市の LINE を活用したアンケートを準備しているところでございます。事業者に対しましては、WEB を活用したアンケートをメールで周知して実施することを考えております。大企業は郵送かメールにより実施をしまして、あわせてヒアリングもしていく予定でございます。行政へは、施設所管課などに対するヒアリングやデータ提供を依頼しまして、現状値を把握していくことを考えております。質問内容としましては、③のとおり、指標の現状値の把握に関する質問と、施策などの検討に活用可能な質問をしております。このようなアンケート等の回答内容の集計・分析を行いまして、焼津市の地域特性に応じた適切な施策を整備してまいります。

資料2「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定のイメージ」につきまして、概要を説明させていただきましたが、簡潔に申し上げますと、昨年度調査・検討しました資料1の内容を踏まえて、資料2にありますようなイメージで、計画改定に反映させていくという流れになります。

議事（1）「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定について」の説明は以上でございます。

【永田会長】

ありがとうございました。非常に時間を意識して、簡潔にまとめていただきました。

皆様、ご意見、というよりもご質問等があればと思いますが、私の方から一点だけ。資料2の「1 区域施策編の構成（案）」にある「改定後の内容」で、「5. 再生可能エネルギーの導入目標」と「7. 脱炭素に向けた指標及び目標値」を付け加えるというのは、去年の議論を踏まえて、資料1の「3 再エネ導入目標」と「5 ゼロカーボンに向けた各主体の指標の設定」を新たにトピックとして挙げて反映させている、という理解でいいでしょうか。

【秋山室長】

そのとおりです。

【永田会長】

はい、わかりました。ありがとうございます。

皆様いかがでしょうか。

【長島委員】

アンケートのスケジュールについてお話がありましたが、このアンケートの分析というのはどなたが実施するのでしょうか。

【秋山室長】

今回の改定業務につきましては、リコージャパン株式会社と株式会社早稲田環境研究所の2社からなる共同事業体に対して委託をしておりますので、アンケート調査の分析・集計についても委託先にお願いいたします。市民へのLINEを活用したアンケートにつきましては、市が発信する予定でございます。

【永田会長】

よろしいでしょうか。その他いかがでしょう。

資料1の内容は前年度の審議会の中でも議論をいたしました。改めて前年度や資料1のほうも含めて、何かご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【平井委員】

少し確認ですが、今度は、資料2の「1 区域施策編の構成(案)」にある「改定後の内容」について、「5. 再生可能エネルギーの導入目標」と「7. 脱炭素に向けた指標及び目標値」を定めていくということだと思いますよね。そのためには、アンケートを市民・事業者・行政にそれぞれ実施すると、それを共同事業体に委託する、こういう話ですよね。

その後ですが、例えば資料1のほうで一例として申し上げますと、新規建物のZEHの割合が、現状では27.8%のところを2030年には100%にする。これは既に指標が分かっているものです。ZEBですと現状0.7%を100%にする。これは実際できるかなと思います。例えばZEBの場合は、新しい建屋はZEB対応にしてくださいみたいなものがはっきりしてるいいからいいですが、東京都なんかは、ZEH、普通の家の方を都の条例で定めていることがあるので、そういう現実的な手続きがどうかも含めて考える必要があると思います。そうすると、改定の内容の落としどころはどういう形になるのか、ちょっとそこがよくわからないです。資料2の「1 区域施策編の構成(案)」にあるとおり、改定後の内容として5番と7番を新しくメニューに入れることはわかりますが、実際には、資料1の「5 ゼロカーボンに向けた各主体の指標の設定」にある指標のうち、米印のところを埋めていくということだと思いますか。

【秋山室長】

はい、そうなります。

【平井委員】

今は米印の部分はデータがないということですか。

【秋山室長】

はい。

【平井委員】

わかりました。そのところをちょっと言っていただきたいです。それが今年の業務になるわけですね。

【秋山室長】

そうです。現状値がまだ不明、把握しきれていないのが米印のところにして、それをアンケートで埋めていくことになります。

【岩ヶ谷次長】

今、平井委員がおっしゃったように昨年度の調査を受けて指標・目標値を設定しますが、まずは現状がわからないと、指標・目標値を定めてもそこまで何がどのくらい必要かというのがわからないものですから、まず現状を把握する。それに基づいて、何がどのくらい必要かという具体的な策まで調査をするというのが最終的な目標になります。

昨年からおっしゃっていただいている「地域特性」ということですが、焼津市は、面積は大きくないですがほとんどが平地であり山が少ない。その地域特性を踏まえて目標をクリアするにはどういうものが必要かということ調査していくことになります。

【永田会長】

ありがとうございました。

【多々良委員】

資料1の「3 再エネ導入目標」につきまして、業種別に色分けされていますが、2030年と2050年かなり変化の割合が業種によって違っています。特に黄色の家庭ですね。2050年にかなり減っているというのは、これはそのときまでに太陽光発電を導入したという意味なのか、それまでに導入したものが累積されてその時点でこれだけの量が発電されているのか、どちらなのでしょう。

【秋山室長】

家庭部門が2030年からみて2050年が減少していることについては、省エネ技術も進歩しており、今後は家庭での使用電力量そのものが減少していくことが見込まれるものですから、必要となる再エネの量も減少すると見込んだものでございます。

【多々良委員】

ありがとうございました。では、もしその省エネ技術が進んでいくというのであれば、同様に、製造業についても減っていくようにはならないのでしょうか。

【株式会社早稲田環境研究所】

昨年度、リコージャパンと早稲田環境研究所で調査をするにあたって、この部門であればこういう技術進歩が行われるでしょうという国の報告書をベースに推計を行っております。家庭部門の方は、先ほどご説明があったとおり、省エネが進んでいくので必要となる電気の量も減少していくのですが、参考にした経済産業省の報告書には、2050年を見据えたときに、製造業部門に関して、例えば、現在化石燃料で動いている設備が電化設備に変わっていくということがあまり見込まれない、という調査結果になっていました。また、製造業部門に関しては家庭部門ほど省エネが進んでいかない。電気の使用量も減らないし、化石燃料の使用も製造業部門についてはなかなか減っていかないといった状況がこのような調査結果になっているということになります。

【多々良委員】

ありがとうございます。そうしましたら、ますます製造業での省エネ効果が大きいので、そこに対して頑張ることの効果が大きいということがわかるとお思いますので、その点、何か政策があればよろしくお願いたします。

【永田会長】

ありがとうございました。

資料1の「3 再エネ導入目標」は、結局何を説明しようとするグラフだったのか、というのが多々良委員の質問の趣旨でした。グラフを見ますと、左軸は「導入規模」です。この導入規模というのは何か見てみると、グラフそのものは割合、2030年であれば124メガワットの再エネを、どのセクターで確保できるのかという割合のようにも見えるわけですね。でもグラフの左軸は「導入規模」となっていますので、一言で申し上げますと、グラフの構成がおかしいのではないですか、ということがまず一点。多々良委員と私の理解としては、このグラフの色付きの部分は割合を示しているように見えるけど、縦軸は導入規模となっているから、おかしいですよ、ということです。このグラフをどう理解したらいいでしょうか、という話です。

2050年であれば、142メガワットの中に製造業が占める再エネへの転換の割合が高いということを示しているように見える。家庭の絶対値が下がるということなのか家庭の占める割合が低下しているだけだというふうに理解するのか、どちらでしょうかということかと。先ほどのご回答は絶対値の答えになっている。家庭でそんなに電気が必要にならなくなるから、というお話ですが、そういう理解でよろしいでしょうか。この点をまず確認した上で、皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【秋山室長】

数字そのものは絶対値を示しております。

【永田会長】

そうしますと、先ほどの多々良委員の質問のように、技術革新ということを見ると、もう少し違う

グラフになるのではないですか、ということになろうかと思えます。産業部門の転換のほうが進むという理解をされていますが、環境問題の多くの部分が、一般家庭のところはかなり鍵を握っているというのがごく一般的なお話です。そうすると、これで言うと、一般家庭はもう頑張らなくていいよ、ということになるのでしょうか。

【岩ヶ谷次長】

事業者部門では、これからまだまだ太陽光発電設備を導入する余地があって、90メガワットまで伸びなければいけない。また、現在、焼津市では家庭向けに太陽光発電の設置補助等を行っているので、今後これだけ少なくなっていくというのは、現時点では本当にそうなるのかなと思えますが、事業者については伸びていくというのは理解できます。

【永田会長】

意味としては、各家庭の電気使用量が減っても、再生エネルギーそのものを家庭が導入していくということをお考えなのか。ご家庭の100%のエネルギー使用に占める再エネを増やそう、ということが全体としてあるわけですよ。各セクターとして捉えていくと、エネルギー消費量の中で再エネの割合を高めていこうということになる。ということは技術革新が進んで電力の消費量が減るか、というのは、あまり関係ない話で、省エネルギーと再生可能エネルギーとの関係のところ、グラフを考えていきたいということだろうと思えます。そうしますと、このグラフが何を示したいのでしょうか、というお話だと思います。これを基に今後、次年度の施策を考えていくということだろうと思えますので、そこをある程度明確にさせていただくのがよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

時間の関係もございしますが、資料1の図2の意味がよくわからない、ということですね。これだけ限られたスペース、時間、資料でご案内をいただいているので、皆さんの共通の理解ができないのではないかと、ということでもまとめさせていただいて、もう少し意図すること等を踏まえて、別の機会にご説明いただくということにいたしたいと思えます。そうでないと、こちらは次の改定の内容として一つ立てる部分ですので、はっきりさせていただければと思えます。

その他いかがでしょうか。

【長島委員】

青で示された製造業については、太陽光発電の導入規模が2030年から2050年にかけて1.8倍くらいになるのです。件数で1.8倍くらいになっていけばいいと思いますが、件数は増えず、1つの事業所あたりが今までよりももっとたくさんの太陽光を導入すれば、事業所での導入は多くなる、というふうに言いたいのか。同じように、家庭是件数だけが減っていくのはおかしいのではないかと、補助金を出しても件数が減っていくとなるとそれはおかしいけれども、1件当たりの太陽光の発電量がたくさんになればそれがカバーできるのか、と言いたいのか。そのあたりがわからないので、それぞれの技術も解釈も違いますから全体をもう少しわかりやすくしていただければと思えます。

【永田会長】

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

【篠宮委員】

アンケートについて、市のLINEを活用して行うとなっていますが、現在、焼津市でLINEを登録されている市民の方はかなりいらっしゃるはずなのに、回答は500~1,000しかないのでしょうか。

【秋山室長】

今LINEを送ることができているのが10万人くらいいますが、これは市外の方も含めて10万人くらいになりますので、市民限定になると4万人くらいになってしまいます。そうしますと、おおよそ500

~1,000 くらいのお返事になるのではないかと想定しています。

【永田会長】

これは、多少のインセンティブをつけようという予算はないわけでしょうか。

【秋山室長】

インセンティブはなくて、ご協力をお願いしますというアンケートになります。

【永田会長】

先々のことですけど、本当は年齢層が大事だろうと思います。2050年ですから、やはり40代以下ぐらいのアンケート結果があると、その後の施策に結びつくことになりまますから何か工夫ができるという気はいたしました。

アンケートはこれからということなので、何かご提案いただければと思います。

それではよろしいでしょうか。

では、一旦この件につきましては、審議を終えることにいたします。

では、2点目の方へ移りたいと思います。議事(2)「第3次焼津市環境基本計画の令和5年度取組状況について」でございます。よろしく願いいたします。

【秋山室長】

それでは、第3次焼津市環境基本計画の令和5年度取組結果についてご説明をいたします。

資料3「第3次環境基本計画令和5年度取組結果について」と、資料4「第3次環境基本計画の具体的な数値目標及び実績一覧」をご覧ください。

最初に、資料3の2ページをご覧ください。取組結果については、まず各施策の数値目標に対する実績値のグラフを記載しておりまして、次ページにその施策に対する市の主な取組の内容と点検評価や、次年度に向けての改善点を記載しております。

3ページをご覧ください。「1 エネルギーを有効利用するまち」について、左側のグラフ、温室効果ガス排出量の削減率は、平成25年度の温室効果ガス排出量を基準値としまして、令和7年度までに32%削減、令和12年度までに46%削減するという目標を立てております。令和5年度に算定した令和3年度の削減量は、速報値で19%削減されたという結果が出ております。右側のグラフ、太陽光発電設置件数につきまして、焼津市内の住宅用と事業者用の太陽光発電施設の設置件数は、令和5年度は8,050件でありまして、中間目標の8,500件まで500件弱というところでございます。

4ページをお願いします。令和5年度の主な取組実績ですが、ゼロカーボンの関係では、市民・事業者・行政等、多様な主体が取り組みの意識を高め、一丸となって効果的な推進を図るため、焼津市カーボンニュートラル推進協議会を設立いたしました。また、「③省エネルギーを進める」では、家庭での省エネ家電の買い換えを促進する補助事業を、本年度に繰り越して実施しております。なお、現在は予算の上限に達しまして、申請を受付終了しております。

次に、5ページ「2 緑豊かで脱炭素なまち」をご覧ください。市民1人当たりの都市公園面積は伸びており、令和5年度時点では、市民1人当たり6.9㎡となっております。また、事業場敷地の緑化面積につきましては、令和5年は129万8,415㎡であります。こちらは、500㎡を超える事業場の開発行為を行う場合に、敷地面積に対して10%以上の緑地を設けていただくようお願いをしているものであります。相談に基づくものではございますが、目標達成に向けまして、窓口でのわかりやすい説明を心掛け、緑化推進を図ってまいります。

6ページをご覧ください。主な取り組み実績は、大井川地区などで運行しているデマンドタクシーについて、利用解説の動画を作成し啓発をしました。また、商工観光課では、電気自動車のグリーンスロ

一モビリティの実証実験を79日間行いまして、580名の有料乗客と1,781万円の経済波及効果を確認いたしました。

次に、7ページの「3 気候変動に適応するまち」をご覧ください。気候変動への適応につきましては、第3次焼津市環境基本計画から新たに盛り込まれた内容になります。今年度の夏も非常に暑く、熱中症警戒アラートが毎日のように発令されましたが、昨年度の実績としましては、5月から10月までの熱中症搬送者患者数は56件でありました。

主な取り組みは、熱中症アラート発令時にホームページやLINE及び同報無線での情報提供を行いました。環境課では、市民・事業者に向けたデコ活の発信をする中で、新しい豊かな暮らしのひとつとして、クールビズや熱中症予防を発信しているところがございます。

次に、9ページの「4 廃棄物を減らすまち」についてご覧ください。令和5年度のごみ総排出量は、令和4年度と比較して2,743tの減量となりました。内訳は、家庭系ごみが2,598t、事業系は145tの減量でした。前年度よりも排出量は減少し、中間目標を達成しておりますが、今後も組成比率の高い生ごみの排出を減らすよう、生ごみの家庭内処理の推進、分別を促進していく必要があると考えております。

次に、11ページの「5 廃棄物が適正に処理されるまち」をご覧ください。環境美化活動参加者の累計は、令和5年度時点で220万8,889人となり、中間目標である234万人まで、このまま推移していけば達成する見込みであります。

環境美化の推進及び不法投棄の防止の取り組みは、焼津ビーチクリーン大作戦を11月26日に実施し、市民2,786人にご参加いただきました。また、ごみ減量サポーター養成講座では、マイクロプラスチック問題について啓発を行っております。

次に13ページの「6 自然環境を守るまち」をご覧ください。水田の有効活用率は77.6%となっております、中間目標の80.0%を下回っております。

主な取り組みは、農地中間管理事業による利用権設定を推進し、担い手への農地集積・集約、耕作放棄地解消の補助金交付等により、農地の有効利用を進めております。今後、やいづ農業支援センターや農地中間管理事業を活用しまして、より一層、担い手への利用集積・集約を推進する必要があります。

資料の訂正をお願いします。13ページのグラフのうち、真ん中の担い手農業者数でございますが、令和4年度及び5年度の数字が誤っていたので、本日差し替えの資料を配布させていただきました。また、次の14ページの右側の一番下の黒丸の表題が、「認定農業者数について」となっておりますが、正しくは「担い手農業者数について」でございます。訂正をお願いいたします。

次に、15ページ、「7 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。自然観察会参加者数の累計は、令和5年度時点で1万3,872人となり、中間目標1万4,000人に向けて参加者が伸びている状況でございます。

こちらも訂正をお願いします。このグラフの令和元年度の数値が、1万3,013人となっておりますが、正しくは1万1,860人でした。差し替えの資料を配布させていただきましたので、訂正をお願いします。

主な取り組みでございますが、自然観察会の開催としまして、夏休み親子水生生物教室、少年の船事業、海の子・山の子交流体験事業、その他、東益津公民館のふるさとジュニアカレッジ、大村公民館の瀬戸川ウォーキングなどを実施し市民が自然と触れ合う機会を提供いたしました。

次に17ページの「8 水と空気がきれいで静かなまち」をご覧ください。左の生活排水処理率のグラフですが、令和4年度が最新の実績で75.9%となります。合併処理浄化槽の使用人口は増加しておりますが、公共下水道区域の水洗化人口が減少しているため、処理率が伸び悩んでおります。引き続き、水環境の保全に向けて啓発を行うとともに、合併処理浄化槽の普及を進めてまいります。

海域 COD 及び大気汚染に係る環境基準達成率につきましては、令和 4 年度はいずれも 100%達成しております。県と連携し、事業所排水の監視・指導を行っておりますので、引き続きこれらの監視・指導の徹底をしてまいります。

次に、19 ページの「9 有害化学物質による汚染や公害のないまち」をご覧ください。ダイオキシン類の環境基準達成率は、100%を達成しております。右側のグラフの公害苦情件数は 96 件と、近年は 90 件を超えることが多くなっております。中間目標ラインが 90 件ですので、より迅速な対応と指導の徹底に努めてまいります。

次に 21 ページの「10 環境を知り・学び・活動するまち」をご覧ください。環境教育事業の参加者は、主に環境教育に関するイベントや公民館講座などに参加した人となります。累計参加者数は順調に伸びておりまして、令和 5 年度は 4 万 7,033 人となっております。次に、右側のグラフの環境活動リーダー数は少しずつ増えてはおりますが、リーダーを育成するための焼津エコ市民塾の受講者は、昨年度 6 名と少なかったため、環境活動リーダー数も伸びが鈍化している状況でございます。

訂正をお願いします。このグラフの目標のラインの説明が、「後期計画令和 4 年度目標」となっておりますが、「中間目標ライン（令和 9 年度）」に訂正をお願いします。差し替え資料を配布させていただきましたので、訂正をお願いします。

主な取り組み実績ですが、小学生を対象としたアース・キッズチャレンジを、焼津南小学校と大富小学校で実施をいたしました。また、水道総務課では、夏休みに水道施設等見学会の開催や、市内小学校の社会科見学を行い、水道水ができる仕組みを説明し水資源の大切さを PR いたしました。

22 ページの左側の、公民館での自然観察会や環境関連講座の説明のうち、瀬戸川ウォーキングの可燃ごみ収集量が 13 kg となっておりますが、正しくは 5.8 kg ございました。差し替え資料を配布しましたので訂正をお願いします。

最後になりますが、23 ページ、「11 環境と経済が両立するまち」をご覧ください。エコアクション 21 認証取得事業所数は前年度よりも 1 件減少し、35 事業所でした。昨年度、焼津市カーボンニュートラル推進協議会を設立しましたので、この協議会を通して、事業活動に環境配慮を盛り込むことや環境に配慮した農業・漁業・観光を行うということを PR し、ツールのひとつとしてエコアクション 21 の認証を取得する方法もあるということ PR できたらと考えております。

主な取り組みは、2 月にカーボンニュートラル推進協議会に環境資源協会の平井会長をお招きし、脱炭素に向けた地域社会の役割についてご講演をいただきました。講演の中で ESG 経営の重要性を盛り込んでいただきまして、事業者の皆様が多くご参加くださいましたので、認識を高めることができたのではないかと考えております。

以上で、第 3 次の計画となってから初めての取組の振り返りでございました、令和 5 年度を取組結果の報告を終わります。

【永田会長】

ありがとうございました。先ほど資料 4 というお言葉が出ましたが、こちらのほうは次で説明があるのでしょうか。

【秋山室長】

資料 4 は、今回グラフとして載せきれなかった資料、例えば廃食用油の回収量や河川 BOD の環境基準達成率などの数値を補足としてつけさせていただきました。

【永田会長】

では資料 3、資料 4 合わせて、ということで皆様、ご意見等ございましたらお願いいたします。

私の方から少しだけですが。13ページの「6 自然環境を守るまち」の一番右、「1日当たりの地下水の揚水量」のグラフは、この目標を達成すると、どんないいことがあるのでしょうか。どうしてそんなことをお尋ねするかというと、14ページの、「③水資源を守る」に記載のある地下水の保全と、揚水量との関係はどういうことなのか。地下水をくみ上げると地盤沈下が起きるので、これを低い水準になるべく抑えるという意図だとすると、「③水資源を守る」の地下水の保全に関する取組を示すデータという意味でいくとどういう関係があるのか。③の方では塩水化調査をするということが書いてあるので、それと揚水量の関係性はどういう関係があるかどうか。グラフや文章がどうかではなくて、その数値が求めるというところの関係性がよくわからない。塩水化調査なら塩水化調査のデータをグラフとして示せばよいのではという感想を持ったのでお尋ねするということです。今、大井川の自然湧水のようなものは減っているというのは、大きな問題ではないのですが皆さんご承知のことなので、そちらの方が指標としていいのではないかというふうに思いました。このグラフの意図は何だろうかということですがいかがでしょうか。

【岩ヶ谷次長】

まず、グラフは地下水揚水量ですが、これは地下水を保全するということで、ラインより下回っていただければ大丈夫ということになります。もう一方、会長がおっしゃったように、地下水塩水化調査を実施し、それにより地下水を保全するということですが、元々この地域は地下水が豊富な地域で、大井川、吉田などは、昔は養鰻池が非常に多かったわけです。盛んだった当時はまだ地下水規制がなかったものから、多くの水をくみ上げたことによって、塩水化が心配される時期もございました。それにより県の地下水条例が設置され地下水利用を規制するようになりました。多くの地下水をくみ上げてしまうと塩水化の危険性があるということは今後も続くものでありますので、指標として地下水揚水量というのが一番わかりやすいのではないかと示させていただきました。それと同時に、地下水を保全するという意味では、塩水化調査を行うことは必要なので取組にも掲載させていただいたところです。

【会長】

ありがとうございました。地盤沈下はそのものも報道をされておりますので、地下水をくみ上げ過ぎないようにということと、塩水化を防ぐという意図のもとでこのグラフが掲載されているということですね。これを市民の皆さんにみせるときは、何か一言付け加えていただければと思います。

皆さん、その他いかがでしょうか。

【柴田委員】

今のグラフの話なのですが、全体的に中間目標ラインというものがあって、その目標ラインに向かっていった方がいいものと、目標ラインより下に数値があった方がいいものがあり、一見わかりにくいと思います。例えばさっきのページですと、担い手農業者数は現状目標ラインより下にあるからもっと上がった方がいいのか、もっと下がった方がいいのか、というのがわかりづらいと思いました。

【秋山室長】

目標ラインへ向かっていった方がいいのか下がった方がいいのかなど、わりやすいように資料作成を工夫してみようと思います。ありがとうございます。

【永田会長】

わかりやすい工夫をお願いいたします。個人的な意見としては、目標ラインの色を変えて区別するというのでもいいかと思えます。グラフによっては取組実績を読めばグラフの意味を理解できるかもしれませんが、わかりやすく赤のときは上限、青の時は下限など、全体で統一していただければシンプルにできるかと思えますのでお願いいたします。

他いかがでしょうか。では私から、9ページの「4 廃棄物を減らすまち」ですが、ごみの排出量が極端に減りました。モメンタムが続いているということであるのは2019、20年のところで、先ほどの中間目標ラインについては、今回下回る方がいいわけですが、2022年から2023年は極端に落ちている。良いことではございますが、なぜかという質問です。なぜお尋ねするかというと、10ページの点検評価と次年度に向けての改善点には数値のみが示されていて、なぜかということが書かれておらず、改善点は引き続き考えますと記載がされています。モメンタムのあるところならばそれでいいと思いますが、極端な変化があり、昨年度までであればコロナの前と後とかの特殊要因があつてとなりますが、今回についてはなぜか、特別な理由があるのか。ある程度庁内でご検討いただいて、その上で次のアクションを考える必要があると思います。このまま続いていく傾向であればいいですけども、そうでなければ反動が出ることになるので、その分析評価やなぜだろうなという点は大きな話になるのではないかと思います。

資料4を拝見したときも、「4 廃棄物を減らすまち」のところで、廃食用油の回収量は除外して考えると、最終目標に向けてということ言えば、ごみの総排出量は既に目標値を下回っていますから、どこに力を入れるかということになりますと、家庭系は最終目標までには少し変えた方がいいということです。これに基づくならば、この家庭系の燃やすごみの排出量について、改善にもう少し力点を入れる。項目としては10ページに載っていますけど、これとは違う力の入れようがほしいと思います。評価をするということであれば、これに基づく次のアクションがほしいということになります。ごみのところに大きな変化が得られましたので、ご検討いただければと思います。

【岩ヶ谷次長】

ごみの量が大きく減ったということですが、昨年度の実績が出たときに、課内で要因を分析しましたが、ひとつの原因としては、焼津市では家庭内の生ごみ処理を進めておりまして、昨年度、家庭用生ごみ処理機の補助事業うち、特に電気式の生ごみ処理機が非常に多く申請がありました。多くの家庭での生ごみ処理の意識が高まっているというのは実感しております。もうひとつは、令和4年度に豪雨があり、市内では広範囲で浸水被害がありました。そのときの災害ごみがかなり多く、その分が、令和4年度のごみ排出量に入っています。令和3年度に比べると令和4年度は減り幅が少ない状況ですが、その反動で、令和5年度は大きく減ったというように見えるかと思えます。その他には、コロナが5類に移行して丸一年経ったので、各家庭では外食が多くなったのではないかと印象があります。

以上のような要因分析を行ったところです。

【永田会長】

ありがとうございました。そうしますと事業系ごみが増えることになると思いますけども、各家庭で今の傾向を定着させましょうということかもしれません。そのような全体としての働きかけというのをご検討いただければと思います。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。取組状況等についてご確認したいことがございましたらお願いします。

【篠宮委員】

24ページの「11 環境と経済が両立するまち」の②に「学校給食で焼津産の米を使用した」と記載がありますが、これはどのぐらいの頻度、どのぐらいの期間ですか。それと、もしお米でそういうことができるのであれば、野菜とかもできるのではないかなと思うのですが、それは、次年度に向けての改善点には入っていません。どの程度地域の食材が使われているのでしょうか。

【秋山室長】

確認できる資料が手元にございませんので、後日お知らせをさせていただきます。

【永田会長】

お願いいたします。この点は当然ながら、農地の維持というところと強く結びつく話ですので、セクションが違いますけども、パッケージ化していただければと思います。市民の印象として言えば、地域の食材を使用した方が結構だということになると思います。単年度なのか、継続的にやってきているのか、今後もやっていくのかというようなことが明らかになった方がいいのではないかと考えています。

その他、お気づきの点はございますか。よろしいでしょうか。

では一旦令和5年度の取組状況に関しましては締めさせていただきます。続いて、議事(3)「第3次焼津市環境基本計画の令和6年度取組計画について」をお願いいたします。

【秋山室長】

それでは、「第3次環境基本計画の令和6年度取組計画について」ご説明いたします。資料5をお願いします。

1ページ「1 エネルギーを有効利用するまち」をご覧ください。

「①地球温暖化・エネルギー対策を総合的に進める」の取り組みのうち、脱炭素社会の実現に向けた市民・事業者と協働した取り組みの推進につきましては、第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定を業務委託により行ってまいります。先ほど、議事(1)で説明させていただきました内容になります。また、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編、事務事業編)に基づく二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取り組みのうち、事務事業編につきましては、市役所のCO₂排出量削減の取り組みを、エコアクション21に基づいて、PDCAを回しながら取組状況の確認・評価を行ってまいります。

「②再生可能エネルギーを使う」の取り組みのうち、事業者向けの補助事業につきましては、中小企業者を対象に、太陽光、太陽熱を利用した再生可能エネルギーの設備導入の支援を行っております。ただし、本年度は予算の上限に達しまして、受付を終了しております。また、一般家庭向けの補助事業としまして、昨年度に引き続きまして、家庭向け再生可能エネルギーの導入支援による普及促進を行ってまいります。公共施設への太陽光発電設備につきましては、豊田地域交流センターに太陽光発電設備を導入するため、今年度建設工事に着手する予定です。

2ページをご覧ください。「③省エネルギーを進める」のうち、豊田地域交流センターについては、ZEB Ready 対応施設とする予定であります。また、省エネ家電買い換え補助事業を令和5年度末から実施しております。こちらは予算の上限に達しまして、申請受付は先日終了したところでございます。既存住宅における省エネ改修の支援、省エネ化の促進では、省エネ改修支援事業を昨年度に引き続き実施しております。LED化につきましては学校、地域交流センターの計12施設で工事を実施します。

次に3ページ「2 緑豊かで脱炭素なまち」をご覧ください。

「①自動車の脱炭素化を進める」の取り組みのうち、次世代自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド等の普及促進につきましては、電気自動車購入者への一部補助を行う補助制度を今年度も実施しております。こちらもお好評いただきまして、予算の上限に達したため申請受付は終了しております。公用車の次世代自動車の導入促進では、今年度、2台のEVを7月から8月にかけて導入したところでございます。

「②脱炭素なまちづくりを進める」の取り組みのうち、公共交通機関の利用促進の啓発につきましては、ホームページ、広報誌、地域イベントでの啓発や時刻表の配布など、普及啓発を図ってまいります。

定時定路線の運行が収支面等で効率が悪い地域における乗合タクシーの検討につきましては、大井川地区等の市内3地区でデマンド型乗合タクシーの本格運行を実施しております。今後は、他地域における導入についても検討してまいります。

次に4ページをご覧ください。「③緑地を増やす」のうち、新しい公園整備の推進と既存公園の活用については、潮風グリーンウォークや大井川防災広場の整備推進、既存公園施設の更新を行い、活用を図ってまいります。焼津市みどりを育てる条例に基づきまして、市民と一体となって、緑化推進と保全に努めるとともに、保存樹等の指定、事業場敷地の緑化推進指導等を行ってまいります。

次に5ページ「3 気候変動に適応するまち」をご覧ください。

「①農業・林業・水産業、水環境・水資源の分野で適応する」の取り組みのうち、県・漁業者等が行う資源調査、関係機関が行う栽培漁業の支援につきましては、サクラエビの不漁対策として、漁業者等が行う資源調査を支援します。

「②自然生態系の分野で適応する」につきましては、外来種が生息・生育しにくい環境づくりを啓発するとともに、大規模分布への対策として駆除等の実施を行う取組の中で、外来種を拡散させない等、被害を予防する内容の啓発を行ってまいります。

「③自然災害分野で適応する」のうち、国・県・近隣市などと連携して、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・流域治水対策の推進については、小中学校への防災教育として、水害に関する知識の向上を図ることを目的とした出前講座を実施します。

次に6ページをご覧ください。「④健康、産業・経済活動、都市生活の分野で適応する」のうち、暑熱、感染症、その他の健康提供について、個人の対策の普及啓発や適切な情報提供の実施につきましては、広報、ホームページ等に啓発記事を掲載するほか、熱中症アラート発令時は、同報無線やLINE 配信で迅速に情報提供を行います。風水害に備え、焼津市水道事業危機管理系マニュアルの随時見直しをする取り組みにつきましては、危機管理会議員で確認・検討し、必要に応じて修正を行い、現状に即したものにいたします。

次に、7ページ「4 廃棄物を減らすまち」をご覧ください。

「①ゴミを減らす」の取り組みのうち、ごみ減量出前講座やごみ減量説明会については、35自治会及び地域交流センターの講座などを対象として随時開催をしております。食品ロスを減らすために、食材を無駄にしない買い物方法、食べ残しがでない調理法、食べきり運動、生ごみの水切りの促進については、ごみ減量説明会やごみ減量サポーター養成講座において周知、啓発を図ってまいります。

次に、8ページ「②資源を再使用・再利用する」の取り組みのうち、再使用可能な容器等の利用の促進では、学校給食センターの調理場で使用する洗剤の容器を納入業者に回収・再利用してもらう取り組みを行います。剪定枝葉等のチップ化等による資源化につきましては、年間収集量1,300トンを目標に、木くずや剪定枝の分別収集を実施してまいります。また、街路樹管理に伴い発生した剪定枝葉をチップ化し、マルチング材として活用します。

「③分別回収して資源化する」のうち、生ごみ処理機を活用した生ごみのたい肥化の推進につきましては、学校給食の生ごみのたい肥化率100%を目指し、ごみの減量化と生ごみの資源化に取り組んでまいります。コンポストや生ごみ処理器等の普及推進については、黒土を利用した生ごみ処理器「キエーロ」の制作・配布と、生ごみ処理器購入補助事業を実施してまいります。

次に、9ページ「5 廃棄物が適正に処理されるまち」をご覧ください。

「①廃棄物処理を適正に行う」の取り組みのうち、建設発生土の有効利用、特定建設資材の分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化の徹底については、市の工事発注担当課において、建設リサイクル法

を遵守し、工事の設計書で業者に分別解体や再資源化を指導する等、有効利用を推進します。

下水道汚泥をセメント原料やコンポストとして再利用につきましては、排出汚泥の全量をセメント材料化、肥料化し、継続して資源化に努めてまいります。

「②環境美化の水質及び不法投棄の防止を図る」のうち、環境美化推進条例の浸透やマナー向上の啓発については、本年度も11月下旬にやいづビーチクリーン大作戦を計画しております。また、不法投棄に向けた監視・指導・啓発の実施については、環自協と協力し、市内全域の不法投棄監視パトロールを、6月・12月に実施をするほか、不法投棄監視員による監視業務を随時実施します。

次に、10ページ「6 自然環境を守るまち」をご覧ください。

「①森林・農地を守る」の取り組みのうち、高草山周辺など自然環境豊かな地域の環境保護につきましては、森林保全と山火事防止のため、地元と市による巡視活動を実施します。環境保全型農業の推進について、使用済農業用資材の回収事業を継続実施するとともに、国の環境保全型農業支援事業を活用し、化学農薬や化学肥料の低減に向けた取り組みを推進いたします。また、耕作放棄地の農地再生支援につきましては、耕作放棄地1.0ヘクタールの解消を目標とし、担い手への利用集積を推進します。農業委員会では、農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行い、荒廃農地の把握や所有者に対する意向調査を行います。

次に、11ページ「②河川・海岸を守る」の取り組みのうち、市民・行政の協働による海岸防災の環境保全につきましては、松くい虫防除の薬剤散布を実施するとともに、地元自治会による防災林の下草刈りに参加いたします。また、海岸養浜事業といたしまして、南防波堤上手側の堆積土及び航路堆積土砂を利用し海岸養浜を実施します。

次に、「③水資源を守る」の取り組みのうち、県の条例に基づく地下水の保全については、今年度も引き続き、塩水化調査及び地下水採取量調査を行ってまいります。

次に、12ページ「7 多くの生き物・自然とふれあえるまち」をご覧ください。

「①動植物を守る」の取り組みのうち、貴重な動植物の保護については、本年度も指定文化財の旭伝院のマツの消毒を年2回実施します。また、特定外来生物法について、ホームページ等で周知を図ってまいります。

次に、13ページ「②自然とふれあう」の取り組みのうち、自然観察会の開催については、本年度も親子水生生物教室を8月3日に開催したところがございます。栃山川自然生態観察公園の維持管理については、本年度も都市公園指定管理者により適正な管理を行ってまいります。

次に、14ページ「8 水と空気がきれいで静かなまち」をご覧ください。

「①水質汚濁への対策をする」の取り組みのうち、生活排水による水質汚濁防止の啓発・公共下水道への接続の推進・合併処理浄化槽の設置の推進については、未接続者への郵送及び臨戸訪問による啓発活動を実施してまいります。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助を、240基を目標に行う予定でございます。定期的な水質の測定監視としましては、今年度も引き続き、河川水質調査を27か所で年4回行ってまいります。

次に、15ページ「②大気汚染・悪臭への対策をする」の取り組みのうち、悪臭発生源となる事業所等に対する監視・指導につきましては、立ち入り調査を実施し悪臭の発生源に対する監視・指導を行います。次世代自動車の導入の促進については、公用車の買い換え等において次世代自動車の購入を推進しており、出納室が集中管理している公用車52台のうち、電気自動車の割合を7%以上にするを目標としております。

「③騒音振動への対策をする」の取り組みのうち、騒音等の発生源となる事業所等に対する監視・指

導につきましては、本年度も苦情等に基づき、監視・指導を行ってまいります。公共工事等で発生する騒音・振動の低減については、本年度も全ての公共工事で低騒音・低振動対策型の建設機械の導入を目指してまいります。

次に、16 ページ「9 有害物質による汚染や公害のないまち」をご覧ください。

「①有害化学物質への対策をする」の取り組みのうち、定期的な有害化学物質の測定監視については、本年度も、大気中のダイオキシン類の調査を実施いたします。

「②公害や生活に密着した苦情を未然に防ぐ」の取り組みのうち、公害苦情への速やかな対応と問題解決に向けた指導につきましては、本年度も苦情申し立て者から随時連絡を受けた場合は、事情聴取及び現場確認、該当する法令を確認の上、必要があれば発生源側へ指導を行います。迅速に対応することで、苦情継続件数を10%以下に抑えることを目標としております。犬や猫の登録や適正飼育、終生飼養についての啓発については、犬・猫の新規登録に合わせ、飼い主へ、飼い方についての資料を提供いたします。また、広報やいづに動物愛護週間のお知らせを掲載し、市民に対しても適正飼育等の啓発を行ってまいります。なお、今月号に動物愛護週間について掲載しております。

次に、17 ページ「10 環境を知り・学び・活動するまち」をご覧ください。

「①環境教育・環境学習を行う」の取り組みのうち、やいづエコ市民塾の開催による環境活動リーダーの育成につきましては、本年度もエコ市民塾を5回開催することを計画しております。ごみ減量出前講座や説明会につきましては、自治会及び地域交流センター等で開催しております。アース・キッズチャレンジの実施につきましては、今年度は6月に東益津小学校で実施し、10月には豊田小学校での実施を予定しております。昨年度の様子は、右下の写真のとおりです。

次に、18 ページ「②環境情報を充実させる」の取り組みのうち、環境情報に役立つ冊子として環境マップ等の作成については、令和4年度に実施した水生生物調査の結果に基づきまして、昨年度、水生生物ポイントマップを作成し、市内の小学校4年生に配布しましたが、今年度も6月に、同じく市内の小学校4年生に配布したところであります。

「③参加・協働による環境保全活動を活発にする」の取り組みのうち、環境市民団体と協働の取り組みの実施につきましては、環境にやさしい市民運動協力団体と主な活動内容を、年2回を目標にホームページでお知らせし、市民への水平展開を図る予定です。この市民運動の参加協力宣言をいただいているのは、令和6年4月現在、自治会、団体・事業所、幼稚園、保育園、小中学校で全113団体になります。環境保全活動団体の活動実績の周知、環境保全活動団体の登録の推進については、広報やいづやホームページで周知及び活動内容の紹介を行っているところであります。

次に、19 ページ「11 環境と経済が両立するまち」をご覧ください。

「①事業活動に環境配慮を織り込む」の取り組みのうち、エコアクション21認証登録支援事業の実施については、今年度も引き続き、市内の事業者を対象とした全5回のセミナーを開催しております。今年度は、3社に受講いただいているところでございます。

「②環境に配慮した農業・漁業・観光を行う」の取り組みのうち、地場産業と一体となった体験型観光の推進については、地元団体と連携し、体験型イベントの開催と来場客のニーズ調査、観光商品化へのフォローアップを行います。

「③焼津市の特性を生かした環境ビジネスを育成する」の取り組みのうち、海洋深層水の利活用促進と啓発につきましては、関係団体のホームページで深層水賞品をPRしてまいります。

以上で、令和6年度の取組計画についての説明を終わります。

次に、事前にご質問をいただいておりますので、説明と回答をさせていただきます。お手元の当日配

布資料をご覧ください。長島委員より、3点ご質問をいただいております。

まず、質問の1としまして、資料5「令和6年度取組計画」の11ページ「6 自然環境を守るまち」の左側の一番上になります。「国・県と連携し、生物の生息・生息地、緑のネットワークとして重要な河川敷の樹木や緑地の保全」についてのご質問になります。取組計画は「環境管理業務を、発注により除草・消毒及び清掃を実施し、瀬戸川緑地等の維持管理に努める。」としておりますが、「令和6年度においても、令和5年度に述べた前述枠内の意見に対する担当課のコメントがない。担当課としてどのように考えているか。」というご質問でございます。こちらにつきまして、昨年度もご意見をいただきまして、また同様のご意見をいただき申し訳ございません。11ページの当該箇所につきましては、「除草・消毒及び清掃の環境管理業務を発注し、瀬戸川緑地等の維持管理に努める。また、県と情報共有を図り、樹木の保全に努める。」と修正させていただきます。また、同様に13ページの右側下部でございます「瀬戸川ほかの環境管理業務を発注し、除草、消毒及び清掃を実施する」を、「除草・消毒及び清掃の環境管理業務を発注し、瀬戸川緑地の維持管理に努める。また、県と情報共有を図り、樹木の保全に努める。」に修正させていただきます。本日、差し替え資料を皆様の机に置かせていただきました。

続きまして、質問2として、同じ資料の9ページ「5 廃棄物が適正に処理されるまち」の右側のふたつ目の黒丸になります。「リバーフレンドシップ制度の推進」の取組計画についてのご質問ですが、こちらにつきましても、再度のご意見をいただき申し訳ございません。「静岡県下田土木事務所と連携し、地域住民の草刈りなどの支援を行い、河川の環境保全に務める」に修正いたします。事務局としても、計画内容や文章のチェックが行き届いていなかったことをお詫び申し上げます。

続きまして、質問3として、同じ資料の14ページ「8 水と空気が綺麗で静かなまち」の右側の下の黒丸になります。「河川への不法投棄防止の監視・指導・啓発」の取組計画についてですが、「準用河川・二級河川のパトロールを実施し、不法投棄の有無の調査、不法投棄物の撤去を行うとなっておりますが、実際指導をしているのか」という質問でございます。こちらについては、「準用河川については市、二級河川については県と市で連携し、パトロールを行っており、不法占用物等があった際は、各管理者において占有者に指導を行っております。」と担当課より回答を受けております。

事前にいただいたご質問への回答は以上になります。

【永田会長】

ありがとうございました。

それでは、まずは長島委員からただいまの回答について、ご意見等ありましたらどうぞ。

【長島委員】

私の意見に対して、丁寧に回答していただきましてありがとうございました。

大変項目が多い中で、いろいろなことがあると思うのですがけれども、聞いていた僕の答えとしまして、環境課が事務局として他の課といろいろと連絡調整・総合調整をしながらまとめると思うのですが、前年度にちょっとおかしいじゃないですかと言ったのが今年度もまた出てきて、今回指摘させてもらいました。その原因、なぜこういうことになったのか、それに対してどうやって対応していくか、そこも聞きかかった。先ほど聞いたエコアクションだけでなく、こういったいろんなことについても、PDCAを回して良いものを作っていくということになる。もしそれがこのまま間違ったまま通っていったら、この計画そのものの信頼性だとか、地域に対する信頼性とかが失われるというか、影響があるのではないかと、特に感じたものですからこういう意見を出させてもらいました。単に担当者が変わりました、というのは毎年あることですから、どうやって原因を考えてどうやって対応していくか、というところをお聞きしたかった。以上です。

【永田会長】

ありがとうございます。宣言か何かございますか。つまり、組織上の問題について確認したいということでございます。お願いいたします。

【岩ヶ谷次長】

おっしゃるとおりで、昨年ご意見いただいて修正したけれども、今年度また同じようなご意見があったわけですので、事務局のチェックが行き届いていなかったということでございます。今後は、審議会においてこういったご意見があり施策を修正したという記録を残し、それを年度の終わりに、年間を通して委員の皆様からこういったご意見があり、どの様に修正したかということを経理局でチェックすることが必要だと思います。そして来年度に担当課から報告と計画が出されるのですが、そのときに、もう一度、事務局が記録を見ながらチェックしていくことを徹底してまいりたいと思います。環境政策の項目は非常に多いですけども、より良い計画にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【永田会長】

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

同じような趣旨として、令和5年度の取組結果と令和6年度の取組計画が連携しているか、という問題がありまして。目に見えることと言えば、先ほど篠宮委員がお尋ねになった、給食のお米のお話ですけども、計画の方の最後のページを見ると、農産物の地産地消による食育の推進という項目、こちらの方は農政課だけになっていて学校給食課は入っていません。ここに「学校給食で地元産農産物の使用を促進する」という文言が見られるということは、外部者の目から見ると、そこは繋がっているはずなので、お手元にデータがあるかどうかは別にして、繋がっているのであれば、取組結果を受けて次年度の計画を立てる、という話になるはずだということです。連携性がないのかもしれませんが、見えるような形にしていきたい。皆さんにせつかく目を通していただいて、ご意見をいただいておりますので、そういう方向で取り組んでいただければと思います。

では、その他、ご意見ご質問等はないでしょうか。

【大石委員】

資料5の5ページ「③自然災害分野で適応する」ということで、今回の台風に伴う大雨では、0時から1時くらいに焼津市広報というアラートが流れましたが、その時点での広報が市民にどれほど伝わったのかなということと、夜中の0時から1時にあの雨の中を避難する人がいるのかなということが非常に気になりました。地域防災課が判断したのだと思うのですが、テレビでは大雨洪水・土砂災害の避難指示が焼津の西地区、海岸線とか、花沢、高崎、その辺りでずっと出ていましたが、本当に避難所、あるいはここに書いてありますが、避難所訓練等が活かされているのかということ、環境課で把握できたのかというのが一つ質問なのですが、その点はどうでしょうか。

【岩ヶ谷次長】

先週の木曜日、夕方頃から雨が強くなって土砂災害警戒レベル4が発令され、それと同時に東益津地区の土砂災害警戒区域に避難指示が出されました。それがちょうど、翌日になる時間だったので、あの時間で避難指示を出して、どれくらいの方が避難できるかというのは難しいところですが、実際にその時点で避難所を開設しておりまして、何人かは避難されてきたと聞いております。先週の大雨では、東益津地区だけではなく、木屋川の方も水位が上がっているということで、順次避難所を開設しております。職員も避難所に配置されておりまして、避難者の方もぽつぽつといらっしゃるということも聞いております。非常に台風が大きく突発的な大雨ということで、防災部も大変だったと思いますけれど

も、市としてもできる限り防災の体制を整えて対応しているということは聞いております。

環境課として把握している情報は以上となります。

【永田会長】

ありがとうございました。

環境課としては精一杯の回答をいただいたということですが、環境課としてはそれが起きない状況をどう作っていくかということだろうと思います。引き続きよろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。

【平井委員】

第3次焼津市環境基本計画の令和5年度の実施結果と、令和6年度の取組計画について詳しくご説明いただきました。ありがとうございました。

いつも申し上げていることですが、環境問題の課題の三つの大きな柱、これは国の委員会等でもよく出ますけれども、脱炭素と循環経済と自然再興、これが三つの大きな柱ということに一応なっております。横文字で言うと一つ目がカーボンニュートラル、二つ目がサーキュラーエコノミー、三つ目がネイチャーポジティブ、になるわけですが、基本的・全体的に、特に静岡県の場合そうなのですが、自治体の皆様については、脱炭素に最近傾注しているというのがあります。脱炭素は最近の台風等の問題を見れば非常に重要なテーマであることはもちろんですが、やっぱり基本的なサーキュラーエコノミーとネイチャーポジティブについても、今、全国的・世界的に経済界でも強く目を向けている状況になってきています。そんなことも踏まえて、この基本計画の中ではこの三つがしっかりとバランスよく謳われているというのは焼津市民の皆様方にとってはとても重要なことだろうなということで、その点をしっかり振り返らなきゃいけないのではないかっていうのを感じさせられたというのが一点。

それから、その中で例を申し上げますと、前から申し上げているのですが、12ページのところで、生物多様性、ネイチャーポジティブ、自然再興のテーマの生物多様の地域戦略、これはほかの自治体、この辺で言いますと静岡市でも藤枝市でも策定しているわけですから、焼津市においても、ここに計画とずっと書いてあるのですが、計画じゃなくてこれを策定しますという方向に思い切って舵をとっていくという必要があるのではないかと思います。生物多様性、ネイチャーポジティブは非常に問われておりまして、やっぱり焼津市民の皆様方と、事業者の皆様方と行政が一緒になって、先ほど課長さんがおっしゃっていただいた地域特性を踏まえた焼津市としての生物多様性のあり方をしっかりお示しておく必要があるのではないかということを感じたことが一点。

それからもう一点。先ほど申し上げました二点目のサーキュラーエコノミー、循環経済のところは、食品ロスのところの話、7ページの「4 廃棄物を減らすまち」の一番下の黒丸、食品ロスを減らすために食材を無駄にしないとありますが、そうするとやっぱり食品ロス削減推進計画が必要なのだろうと思います。焼津市は、食品ロス削減推進計画はどうなっていますか。これは藤枝市も作っておりますし、先ほど申し上げた生物多様性地域戦略と一緒に、具体性というものが求められている状況にあるのではないかと考えておりますので、その辺をちょっと申し上げたい、お願いいたしたいと思います。以上です。

【岩ヶ谷次長】

確かに市の目標としてカーボンニュートラルを掲げて計画を進めているので、環境基本計画の一つではありますが、それに傾向している面はあるかもしれません。カーボンニュートラルを進めていくわけですが、それだけにならないようにバランスよく進めていこうと思います。

生物多様性の計画策定については、検討しておりますが実行には至っておりません。今年度区域施策

編の改定が終わるので、次年度以降、周辺自治体も策定していますので、こちらを進めていかなければいけないと思っております。

食品ロスの関係は、食品ロスというタイトルの計画書はありませんが、一般廃棄物処理基本計画がございまして、そちらにごみ減量の項目があります。食品ロスに特化した計画はないわけですが、食品ロスもごみ減量に必要なものですので、それもまた考えていきたいと思えます。

【永田会長】

ありがとうございました。

何かほかにご意見等がございましたら、お願いいたします。

【堀池委員】

補助事業の説明の中で、何回か予算の上限に達してもう今年度ない、というようなものがありまして、なんだ、まだ半年間なのに終わっちゃったのか、というような印象を持ちました。限られた予算の中ではあると思うのですが、こういう印象を持たれる市民の方もいると思うので、もうちょっと頑張っていたらいいなと思えました。

【岩ヶ谷次長】

予算の上限に達したと説明したのがいくつかあったと思えます。その中で、省エネ機器の補助について、ひとつは中小企業向けの商工観光課が行っているものと、もうひとつは一般家庭向けの省エネ設備の補助金で環境課が行っているものになります。このふたつは、昨年度の国の補正予算に組み込まれていた物価高騰重点支援施策のひとつでした。昨年度の11月補正で予算がついて、今年度に繰り越して事業を実施しておりまして、今年度の途中で予算上限に達してしまいました。たくさんの皆様が利用されたので、省エネ機器導入の推進になったのではないかなと思っています。

【永田会長】

ありがとうございます。コロナ以降補正予算で補助金が出ておりますが、基本的には多くのことが国庫支出金で賄うのでどうしても予算という制約がございます。一般財源と組み合わせて事業化しているものもあるかと思いますが、市民からすれば、一般財源でもうちょっとというところだろうとは思いますが、またそれは庁内でいろいろ工夫していただければと思います。よろしくお願いいたします。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどの平井委員のお話で出たように、志太地区の中で落ち込まないようにしていただければと思います。やはり繋がっているんで、1か所落ちると、そっちへ強く流れてきてしまいますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

では皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。事務局の方にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

(5) 閉会

【岩ヶ谷次長】

長時間、皆様ありがとうございました。いろいろと貴重なご意見いただきまして、参考にさせていただきます。

今年度の審議会の開催ですが、区域施策編の改定がございまして、今回を含め3回を予定しております。次回の審議会は11月頃を予定しておりますので、日程につきましては事務局からご連絡をさせていただきます。

本日はご出席いただきまして、誠にありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。